

令和 4 年度

第7回 第一農地部会定例会議事録

令和4年10月31日（月）

上越文化会館 4階 大会議室

令和4年度第7回第一農地部会定例会議事録

日時 令和4年10月31日(月)午後2時

場所 上越文化会館 4階 大会議室

1 出席委員

(1) 農業委員

3番 佐藤 清繁	4番 吉村 清正	6番 古川 政繁
7番 篠宮 英樹	8番 竹内 浩行	11番 金子 昭榮
12番 上原 孝	13番 五十嵐 彰	14番 清水 強
23番 久保埜 徳雄		

(2) 農地利用最適化推進委員

加藤 俊彦	高島 信雄	倉石 洋一	高島 真一
藤井 敏行	笠原 行夫	平野 宏一	齊藤 啓治
小林 政秋	白滝 光彦	清水 増彦	小林 正義
綿貫 一成	高宮 文男	松本 香	

2 欠席委員

(1) 農業委員

牧繪 雄一郎

(2) 農地利用最適化推進委員

森橋 孝一 中嶋 栄司

3 職務のため出席した事務局職員

事務局 局長	池田 忠之
係長	橋立 理
中郷区駐在室 副主任	加藤 岸子
板倉区駐在室 副主任	上原 敏明
清里区駐在室 副主任	近藤 宏一
名立区駐在室 班長	竹内 朋廣

4 会議に附した事件

(1) 議事録署名委員の氏名

7番 篠宮 英樹 23番 久保埜 徳雄

(2) 議事

審議内容

(合併前の上越市)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 報告第2号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について
- 報告第3号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について
- 議案第1号 農地法第3条許可申請について
- 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について
- 議案第3号 農地法第5条第1項許可申請について
- 議案第4号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第5号 農用地利用配分計画案に係る意見について
- 議案第6号 土地改良事業参加資格交替申出について
- 議案第7号 実質化された人・農地プランの案に係る意見について

(中郷区)

- 議案第1号 農地法第4条第1項許可申請について
- 議案第2号 農地法第5条第1項許可申請について

(板倉区)

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について
- 議案第1号 上越市農用地利用集積計画の決定について
- 議案第2号 土地改良事業参加資格交替申出について

(清里区)

- 議案第1号 農用地利用配分計画案に係る意見について

(名立区)

案件なし

5 会 議

	<p>上越市農業委員会会議規則第 5 条の規定により竹内部会長が議長となり、議事進行を行う。</p>
議長	<p><資格審査></p> <p>はじめに本日の出席状況は、第一農地部会委員数 11 人中、出席委員数 10 人、欠席委員数 1 人で出席委員が過半数ですので、上越市農業委員会会議規則第 7 条の規定により農地部会は成立します。</p> <p>農地利用最適化推進委員の出席状況は、第一農地部会推進委員数 17 人中、出席推進委員数 15 人、欠席推進委員数 2 人です。</p>
議長	<p><議事録署名委員の指名></p> <p>次に、議事録署名委員ですが会議規則第 14 条の規定により、私から指名します。</p> <p>議席番号 7 番 篠宮 英樹 委員、議席番号 23 番 久保埜 徳雄 委員の両名を指名します。</p>
議長	<p><上越市農業委員会憲章の唱和></p> <p>次の「上越市農業委員会憲章」の唱和ですが、今回も引き続き、議事録署名委員が憲章を読み上げますので、他の皆さんは黙読をお願いします。</p> <p>それでは、議事録署名委員の読み上げをお願いします。</p> <p>(上越市農業委員会憲章の読み上げ)</p>
議長	<p>それでは、議案の審議に入ります。</p> <p>推進委員の皆さんには議決権はありませんが、意見、質問をすることができます。また、議案に関連して現地確認した地区担当の推進委員の方には、現地の状況や受け手農業者に関する質問をする場合がありますので、積極的に意見等を述べていただくとともに、意見した旨の活動記録簿への記載も忘れずをお願いします。</p> <p>合併前上越市からです。</p>
議長	<p><報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」></p> <p>報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 99 番から 122 番までの 24 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 99 番から 122 番までの 24 件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>受理した 24 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「中間管理機構へ貸付」21 件、「他者へ貸付予定」1 件、「地主耕作」1 件、「中間管理機構へ貸付予定」1 件です。</p>

	<p>1 頁番号 99 番から 2 頁 105 番までの 7 件は、ほ場整備事業に伴い、中間管理機構に貸付けるものです。</p> <p>番号 106 番から 3 頁 113 番までの 8 件は、借人の希望により中間管理機構を介した契約に一本化するものです。</p> <p>114 番から 4 頁 117 番までの 4 件は、農地の集積・集約化を図るため中間管理機構に貸し付けるものです。</p> <p>119 番は、解約して地主が畑として利用するものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
高島委員	<p>ほ場整備事業に伴い解約し、解約後に中間管理機構へ貸し付ける理由はなんですか、また、手続きは個々で行うのですか。</p>
(事務局) 橋立	<p>ほ場整備に伴う補助金の交付を受けるために対象となる農地を全て中間管理機構へ貸し付けるものです。また、手続きは個々で行いますが、土地改良区による地元説明会などで示されたスケジュールに沿って手続きすると思います。</p>
金子委員	<p>中間管理機構へ貸し付けられた後の耕作者は既に決まっていますか。</p>
(事務局) 橋立	<p>既に決まっています。</p>
高島委員	<p>番号 120 番の案件の経緯は聞いていますか。</p>
(事務局) 橋立	<p>経営面積が広く、手に負えなくなったため、来年の耕作に向けて一部の農地を解約して経営規模を縮小すると聞いています。</p>
議長	<p>他に質問等がないようですので、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、24 件を承認します。</p>
議長	<p><報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 11 番及び番号 12 番の 2 件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>6 頁、報告第 2 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号 11 番及び番号 12 番の 2 件の届出書を受理したので報告します。</p>

	<p>転用目的は、「駐車場」1件、「倉庫」1件です。 以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第2号「農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書の受理について」、2件を承認します。</p>
議長	<p><報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」></p> <p>報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号105番から番号116番までの12件を報告します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>7頁、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、番号105番から番号116番までの12件の届出書を受理したので報告します。</p> <p>転用目的は、「一般個人住宅」5件、「宅地造成」3件、「敷地拡張」2件、「駐車場」2件です。</p> <p>7頁108番と8頁112番の案件は転用面積が1,000㎡を超えるため、10頁と11頁に位置図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第3号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書の受理について」、12件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「農地法第3条許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号19番及び20番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>12頁、議案第1号「農地法第3条許可申請について」、番号19番及び20番の2件です。</p>

	<p>番号 19 番は、NPO 法人が運営する施設に通所する障害者の作業実習に利用するため、農地を取得するものです。</p> <p>耕作目的で農地を取得できる法人は、農地所有適格法人に限られますが、社会福祉法人など「営利を目的としない社会福祉事業を行う法人」が社会福祉のために農地を使う場合、地域調和要件を満たせば、農地を取得することができます。</p> <p>番号 20 番は、譲渡人の労力不足を理由に、譲受人が農地を取得してキクラゲをビニールハウスで栽培するものです。</p> <p>譲受人は安塚区に居住していますが、取得地の近郊に居住している仲間と伴に栽培に従事する予定です。</p> <p>また、今後、キクラゲ栽培するに当たり、農作業小屋などが必要となった場合は、転用申請される予定です。</p> <p>別紙「農地法第 3 条調査書」に記載のとおり、全部効率利用要件、農作業等常時従事要件等、許可要件のすべてを満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
議長	現地確認された担当委員の方、何か意見ありますか。
藤井委員	地元の同意も得ており、問題ないと思います。
加藤委員	現地確認しましたが、問題ないと判断しました。
議長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。
	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。
	議案第 1 号「農地法第 3 条許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
	<議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」>
議長	議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、番号 1 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。

<p>(事務局) 橋立</p>	<p>13 頁、議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、番号 1 番の 1 件を説明します。</p> <p>最初に「買受適格証明」について説明します。「買受適格証明」とは、農地の公売に参加するための証明です。</p> <p>農地を取得できない者が公売に参加することを避けるため、事前に買受適格者であるかどうか、つまり農地を取得できる者か否かを審議し、買受適格者として認められた者に「買受適格証明」を交付するものです。</p> <p>また、「買受適格証明」の交付後、公売の落札者から第 3 条許可申請書が提出され、申請書の内容が今回の証明願と同様である場合は改めて農地部会で議決することなく、事務局長専決処分により許可します。</p> <p>今回、公売に付される農地は大字稲地内の田 2 筆、12,292 m²であり、取得を希望している個人から買受適格証明願が提出されました。</p> <p>申請者は、地元法人の代表者であり、これまでも耕作実績があり、全部効率要件、農作業常時従事要件、地域調和要件等許可要件のすべてを満たしていることから買受適格証明の交付が相当と判断したものであります。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、原案のとおり買受適格として証明することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>異議なしと認めます。議案第 2 号「農地法第 3 条第 1 項の規定による許可を要する農地に係る買受適格証明願について」、原案のとおり買受適格として証明することに決定します。</p>
<p>議長</p>	<p><議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」></p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 29 番から 31 番までの 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
<p>(事務局) 橋立</p>	<p>14 頁、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、番号 29 番から 31 番までの 3 件です。</p> <p>3 件は、関連があるので一括して説明します。当該案件は、大字富岡地内の農地を</p>

	<p>取得し、「一般個人住宅」を建設するものです。15 頁に位置図、16 頁に土地利用計画図を添付したので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、現在市内のアパートに居住していますが、子供の成長に伴い手狭となったため、申請農地を取得し、一般個人住宅を建設するものです。</p> <p>申請農地は、10ヘクタール以上の広がりのある一団の農地に接しているため第1種農地となりますが、転用目的が住宅建築で集落に接続して設置されることから、許可は可能となります。</p> <p>工期は、令和4年11月14日から令和5年3月10日までです。</p> <p>土地利用計画は、住宅1棟で、所要面積は319㎡、建築面積108.48㎡で建ぺい率は34.01%です。</p> <p>都市計画法第29条の開発許可申請が必要な案件であり、担当課からは許可見込みとの回答を得ています。転用計画の実現性は高く、土地利用についても妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
高島委員	各案件の申請面積が狭いですが、転用可能ですか。
(事務局) 橋立	各案件の農地の譲受人は同一人です。一般個人住宅を建設するに当たり、取得する農地の所有者が3名であったため申請件数が3件となったものです。
議長	他に質問等がないようですので、採決に入ります。
	議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。
	議案第3号「農地法第5条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	<p><議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件、貸借権設定41件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局)	17頁、議案第4号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件

橋立	<p>です。</p> <p>この案件は、市外在住で耕作困難を理由に譲受人に無償で農地を譲り渡すものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
議長	<p>現地確認された委員の方、何か意見ありますか。</p>
白滝委員	<p>譲渡人の方は、市外に居住しており昨年から財産処分を行っています。当該農地について遠方にいることから管理できず、譲渡することになったものです。</p>
議長	<p>続いて、貸借権設定 41 件について、事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>18 頁から 26 頁まで、貸借権設定 41 件です。</p> <p>新規案件や特別な案件のみ説明します。</p> <p>新規案件は、18 頁 589 番の 1 件のみで、労力不足を理由に来年の耕作から新たな耕作者が耕作を開始するのです。</p> <p>21 頁 599 番から 602 番、22 頁 605 番、607 番は、ほ場整備事業に組み込まれた農地ですが面積が小さいことから、賃借料が 0 円の使用貸借権を設定するものです。</p> <p>いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 4 号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第 15 条第 4 項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請するこ</p>

	とに決定します。
議長	<p><議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」> 議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 3 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>27 頁、議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、貸借権設定 3 件です。</p> <p>これらの案件は、先月の農地部会で農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。</p> <p>農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条の第 3 項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第 5 号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第 6 号「土地改良事業参加資格交替申出について」> 議案第 6 号「土地改良事業参加資格交替申出について」、番号 1 番の 1 件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(事務局) 橋立	<p>28 頁、議案第 6 号「土地改良事業参加資格交替申出について」、番号 1 番の 1 件です。</p> <p>最初に「土地改良事業参加資格」について説明します。土地改良事業への参加資格は、農地の所有者ですが、貸借権が設定されている農地は耕作者となります。</p> <p>今回、当該地区で土地改良事業が行われるに当たり、土地所有者と耕作者から資格</p>

	<p>交代の申出があったものです。</p> <p>申出の理由は、当該地区において従来から土地改良事業に関する事項については土地所有者が行っていること、また申請者の土地所有者は当該地域のまとめ役であることから、交代することにより土地改良事業を円滑に行うためです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第6号「土地改良事業参加資格交替申出について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第6号「土地改良事業参加資格交替申出について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p><議案第7号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」></p> <p>議案第7号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区2件の実質化された人・農地プランを上程します。担当課の説明を求めます。</p>
(農政課) 加藤	<p>29頁、議案第7号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、対象地区2件です。</p> <p>今回は、「1 実質化された人・農地プランの案」についての意見照会です。</p> <p>岡原地区、下箱井地区では、集落関係者による人・農地プランの見直しが行われ、地域の中心経営体を新たに増やすこととし、市に提出されました。</p> <p>プランでは、今後、5～10年後には7割程度まで農地集積を図る予定です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問がありましたらお願いします。</p>
金子委員	<p>対象地区の農地は、先ほどの案件で中間管理機構への貸し付ける予定ですが、何か関係があるのですか。</p>
(農政課)	<p>今後、ほ場整備が予定されていることから、中心経営体に農地を集積、集約化する</p>

加藤	ため人・農地プランを変更するものです。
議長	<p>それでは、採決に入ります。</p> <p>議案第7号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、「意見なし」とすることに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第7号「実質化された人・農地プランの案に係る意見について」、「意見なし」と決定します。</p>
議長	<p>次に中郷区駐在室管内の案件審議を行います。</p> <p>(中郷区駐在室分の議案)</p>
議長	<p><議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」></p> <p>議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号7101番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>1頁、議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、番号7101番の1件です。</p> <p>番号7101番は、「農業用施設用地」に転用するものです。2頁と3頁に位置図及び土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、申請地全体を農地として使用する予定でしたが、一部を農機具置場や作業通路、冬期堆雪場など農業用施設として使用するため申請があったものです。</p> <p>申請農地は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない、小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地に該当し、転用可能です。</p> <p>土地利用計画は、農業用施設用地で、利用計画は妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。
金子委員	申請者は、以前に農地取得の申請があった人と同一人ですか。
議長	同一人です。地区担当の委員の方、何か補足説明ありますか。
五十嵐委員	農業用施設用地として利用することに問題はないと思います。

議長	<p>他に質問等がないようですので、議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「農地法第4条第1項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」></p> <p>議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7102番の1件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(中郷区) 加藤	<p>4頁、議案第2号「農地法第5条第1項許可申請について」、番号7102番の1件です。</p> <p>番号7102番は、当該農地を「倉庫」に転用するものです。位置図及び土地利用計画図を添付しましたので、併せてご覧ください。</p> <p>申請者は、自動車等販売業を営んでおり、除雪機やタイヤの保管庫として借りていた倉庫と敷地を取得するため地目を確認したところ農地と判明したことから、改めて転用申請を行うものです。</p> <p>申請農地は、えちごトキめき鉄道の二本木駅から300メートル以内にある第3種農地に該当し、転用可能です。</p> <p>土地利用計画は倉庫で、倉庫内には水回りがなく、雨水については、南北に設置された側溝から用水路へ流れ、周辺農地に影響を及ぼす恐れもないため、利用計画は妥当と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p>
吉村委員	<p>以前から建物は立っていて違反転用の状態でしたが、申請に至った経緯を教えてください。</p>
(事務局) 橋立	<p>登記簿地目が農地である土地に建物が建っている場合、過去に転用申請がされていれば、地目を変更してもらいますが、今回のように許可された経緯が確認できない場合は、改めて転用申請して許可を得るように指導しています。</p>
吉村委員	<p>指導だけで罰則規定には該当しないのですか。</p>

(事務局) 橋立	農地法上の罰則をいきなり適用させるのではなく、まずは、必要な手続きを説明して、改めて申請するように指導しています。
白滝委員	地目変更など今後の手続きはどうなるのですか。
(事務局) 橋立	農地を地目変更する場合、法務局から農業委員会の証明書の添付が求められます。今回の案件では、許可書に基づいて所有権移転の登記と同時に地目変更の手続きを行います。
金子委員	これまでの農地パトロールの際に確認できなかったのでしょうか。
議長	昔の建物であり、位置的にも駅から 300 メートル以内に位置しており、旧国道沿いの住宅地のような場所ではないかと思います。当時、何かしら経緯があったかと思いますが、農地として把握できていなかった土地です。各委員の担当地区にも同様な案件があると思いますので、委員の方々は、農地パトロールなどで積極的に地域に入っていただき、情報を得ていただきたいと思います。
議長	他に質問等がないようですので、議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長	異議なしと認めます。 議案第 2 号「農地法第 5 条第 1 項許可申請について」、原案のとおり許可することに決定します。
議長	次に板倉区駐在室管内の案件審議を行います。 (板倉区駐在室分の議案)
議長	<報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」> 報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7537 番から 7539 番までの 3 件を報告します。事務局の説明を求めます。
(板倉区) 上原	1 頁、報告第 1 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知について」、番号 7537 番から 7539 番の 3 件の届出書を受理しましたので報告します。 受理した 3 件は、いずれも合意による解約であり、返還後の利用計画については、「他者へ貸付予定」です。 来月以降に、新規の利用権設定を上程する予定です。

	<p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知について」、3件を承認します。</p>
議長	<p><議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」></p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、所有権移転1件、貸借権設定2件を上程します。</p> <p>はじめに、所有権移転1件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>2頁の所有権移転、7662番の1件について説明します。</p> <p>7662番は、これまで自作していた農地を、労力不足により、近隣で農地を取得し、経営を拡大している買い手へ、売却することになったものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>続きまして、貸借権設定2件について、事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>3頁の貸借権設定、番号7663番と7664番の2件について説明します。</p> <p>番号7663番は、貸人の要望により、毎回期間1年で再設定しているものです。</p> <p>新規案件である番号7664番は、これまで貸人が自作していましたが、高齢のため耕作の継続が困難となったことから、近隣の農地を耕作している受人に貸し付けるものです。</p> <p>いずれも、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>

議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、原案のとおり決定することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第1号「上越市農用地利用集積計画の決定について」、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、上越市農用地利用集積計画策定を市長に要請することに決定します。</p>
議長	<p><議案第2号「土地改良事業参加資格交替申出について」></p> <p>議案第2号「土地改良事業参加資格交替申出について」、番号1番及び2番の2件を上程します。事務局の説明を求めます。</p>
(板倉区) 上原	<p>4頁、議案第2号「土地改良事業参加資格交替申出について」、番号1番及び2番の2件です。</p> <p>いずれの案件も、当該地区において従来から土地改良事業に関する事項については土地所有者が行っていること、また申請者の土地所有者は当該地域のまとめ役であることから、交代することにより土地改良事業を円滑に行うためです。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p>
議長	<p>特に質問等がないようですので、採決に入ります。</p> <p>議案第2号「土地改良事業参加資格交替申出について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>議案第2号「土地改良事業参加資格交替申出について」、原案のとおり同意することに決定します。</p>
議長	<p>次に清里区駐在室管内の案件審議を行います。</p>

	<p>(清里区駐在室分の議案)</p> <p><議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」></p> <p>議長 議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、賃借権設定52件を上程します。事務局の説明を求めます。</p> <p>(清里区) 近藤 1頁、議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、賃借権設定52件を説明します。 先月の農地部会で、農業経営基盤強化促進法の利用集積計画により、農地中間管理機構に貸し付けた農地について、市長が機構に借受申出をしている農業者に配分するため、利用配分計画を作成したものです。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の第3項の規定に基づき農業委員会に対して意見照会があったものです。 以上です。</p> <p>議長 ただ今の事務局の説明について、意見、質問があればお願いします。</p> <p>(「ありません」の声あり)</p> <p>議長 特に質問等がないようですので、採決に入ります。 議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>議長 異議なしと認めます。 議案第1号「農用地利用配分計画案に係る意見について」、原案のとおり同意することに決定します。</p> <p>議長 名立区駐在室管内の案件はありません。 以上で、すべての案件の審議を終わります。</p> <p>議長 <その他> その他に入ります。 事務局から何かありませんか。</p> <p>事務局からはないようですので、閉会の挨拶を職務代理が行います。</p>
--	---

上原代理	<p>(上原代理の閉会挨拶)</p> <p>本日の農地部会を終了します。</p> <p>引き続き、地区会議を開催しますので、地区会議代表者の所に集まってください。</p>
------	---